

東京都立葛飾ろう学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめ問題の基本的な考え方

- (1) 私たち教職員は、幼児・児童・生徒（以下、児童・生徒という）の人としての尊厳を守るため、いじめを絶対許さない。
- (2) 私たち教職員は人権尊重の精神の下に、児童・生徒をいじめから守り通す。
- (3) 私たち教職員はいじめ防止のための専門性の向上と組織的対応を行う。
- (4) 私たち教職員はいじめ防止のために保護者・地域・関係機関と連携した取組を行う。

2 学校及び教職員の責務

葛飾ろう学校及び葛飾ろう学校の教職員は、本基本方針にのっとり、本校に在籍する幼児・児童・生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- ・ いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・ いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

ウ 会議

- ① 定例会議：4月、12月、3月に実施する。6月はサポートチームとの連絡会を開催。
- ② 臨時会議：いじめ発見の事実があるとき、及び委員会を緊急に招集する必要がある時は管理職の承認のもと臨時会議を行う。

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、生活指導部主任、特別支援教育部主任、各学部担当主幹(学部主任)、必要に応じて各学部生活指導担当および該当する担任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

イ 所掌事項

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援する事項を所掌する。

ウ 会議

① 定例会議：年3回

② 臨時会議：重大ないじめ事実がある時、及び委員会を緊急に招集する必要のあるとき

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、生活指導部主任、特別支援教育部担当主幹、各学部担当主幹、
、亀有警察署スクールサポーター、スクールカウンセラー担当臨床心理士、
元学校運営連絡協議会外部委員（学校長が必要と認めるもの）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を作る。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・ 家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見

- ・ 相談窓口の明示と呼びかけによる児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・ 学期初めの個人面談や定期的なアンケート調査によるいじめの早期のいじめの実態把握と対応
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・ 児童・生徒の学校生活に対するアセスメント実施

(3) 早期対応

- ・ 学校いじめ対策委員会の実施
- ・ いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・ いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- ・ いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・ 保護者への支援・助言

- ・ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談等

(4) 重大事態への対処

- ・ いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
- ・ 重大事態発生についての教育委員会への報告

5 教職員研修計画

いじめに関する校内研修会（いじめ防止講演会の出席）を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめ防止対策推進に関する取り組みについて、保護者会や学校だより等で周知する。
- (2) 年度当初に各学部のいじめ防止担当の相談窓口（教員）を保護者会等で周知し、学校便りに担当者名を記載する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめる児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童・生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- (2) いじめられている児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する。
- (3) いじめられている側、いじめる側それぞれの心のケアを行うため支援会議を開き、関連機関と連携し適切な対応を行う。
- (4) 地域の方からの通報や支援を得るために日頃からの地域連携や学校広報の活動を充実させる。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会の学校評価にいじめに関する項目を盛り込む。
- (2) 学校評価をもとに学校いじめ対策委員会で本方針の改善について協議する。
- (3) 基本方針の改善について3月の企画調整会議で決定し、全校に周知する。